

会 議 録

会議の名称	茨木市総合計画審議会 第1専門部会（第1回）
開催日時	平成26年7月28日（月） （午前（午後）6時30分開会 （午前（午後）8時45分閉会
開催場所	市役所南館10階 大会議室
部会長	肥塚 浩
出席者	〔 委 員 〕 森本 康嗣、山田 理香 ＜以上、市民 2名＞ 小尾 義則、肥塚 浩、新野 三四子 ＜以上、学識経験者 3名＞ 明瀬 秀憲、長田 佳久、小池 伸一、福井 紀夫 ＜以上、関係団体から推薦された者 4名＞ 朝田 充、桂 睦子、篠原 一代 ＜以上、市議会から推薦された市議会議員 3名＞ 【12名】
欠席者	今西 幸蔵
事務局職員	楚和副市長、柴崎副市長、河井企画財政部長、石津健康福祉部長 小西健康福祉部理事、佐藤こども育成部長、久保教育総務部長 為乗学校教育部長、上田企画財政部次長兼政策企画課長 北川健康福祉部次長兼福祉政策課長 田川健康福祉部次長兼高齢介護課長 岡こども育成部次長兼こども政策課長 乾教育総務部次長兼教育政策課長、岡田政策企画課長代理 向田政策企画課政策推進係長、川寄政策企画課職員 中田政策企画課職員 【17名】
開催形態	公開
議題（案件）	(1) 開会 (2) 部会長の職務代理者の選出について (3) 基本計画（案）まちの将来像1・2・3及びまちづくりを進めるための基盤の審議について

議題（案件）	(4) その他 (5) 閉会
配布資料	会議次第
傍 聴 人	4 名

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
上田課長	1 開会 ただ今より、茨木市総合計画審議会第1専門部会を開会する。 委員の皆さまには、公私何かとお忙しい中、ご出席いただき、感謝する。 それでは、議事の審議に移りたいと思う。 審議会規則第7条第6項の規定により、肥塚部会長に議長をお願いする。
肥塚部会長	第1専門部会の第1回を開会する。 まず、会議の公開については、第1回の審議会で決定されたとおり、本会議は公開となっているのでよろしくをお願いしたい。 最初に、事務局から本日の出席状況について報告をお願いする。
上田課長	出席状況は、委員総数13名中12名の委員にご出席をいただいております、審議会規則第7条第8項の規定により、会議は有効に成立しています。
肥塚部会長	2 部会長の職務代理者の選出について 定足数を満たしているということですので、会議を進行する。 初めに、専門部会の1回目であるので、部会長の職務代理者を選出したい。審議会規則第7条第5項の規定により、職務代理者の選出については、部会長が指名することとなっているので、私から指名させていただく。 職務代理者については、第1専門部会の担当する福祉や子育ての施策及びまちづくりを進めるための基盤において、1つのキーワードである協働に関し、地域で活動いただいている茨木市自治連合会副会長の長田委員をお願いしたいと思うが、長田委員よろしいか。
長田委員	【長田委員了承】
肥塚部会長	よろしくをお願いしたい。 第1専門部会の部会長の職務代理者は、長田委員に決定する。
肥塚部会長	3 基本計画（案）まちの将来像1・2・3及びまちづくりを進めるための基盤の審議について それでは、内容の審議に入らせていただく前に専門部会の役割を確認したい。 この専門部会の役割は、基本計画における施策の方向性や取組の内容について、部会の中で議論していくことにあるが、審議を効率的に進めるためにも、考え方や文言の修正、追加などの意見は具体的にいただきたいと考えている。 また、あくまでも専門部会の委員間で議論をしたいと考えているので、事務局に対しては、見解を求めるものではなく、議論を進めるうえでの補足説明や資料・

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	データの確認にとどめたいので、よろしくお願いします。 さらに、様々な立場の方にお集まりいただいているので、なるべく多くの方から意見をいただくためにも、一人ずつの発言は簡潔かつ具体的にまとめていただくよう、よろしくお願いしたい。 専門部会は全3回を予定しており、最後の第3回は全体の総括審議としたいので、第1回と第2回でテーマを分けて進めていきたい。 そこで、本日は基本計画の将来像1「ともに支え合い、健やかに暮らせるまち」と将来像2「次代の社会を担う子どもたちを育むまち」を議論し、第2回で将来像3及び「まちづくりを進めるための基盤」について、審議を行いたいと考えるがいかがか。
各委員	【異議なし】
肥塚部会長	それでは、本日は、将来像1と将来像2について、審議を行う。審議は、概ね8時半を目途とし、その時点で審議が終了していなければ、延長するか次回以降に持ち越すか、委員の皆さんにお諮りする。 それでは、将来像1「ともに支え合い、健やかに暮らせるまち」について、事務局から説明をお願いします。
岡田課長代理	それでは、「基本計画（案）」の説明をさせていただきます。 今回の総合計画から、基本計画は5年で見直しをかけることとしたので、5年間を計画期間としている。 ファイルの「基本計画」と書かれたところをお開きいただきたい。 ここでは、基本計画の位置づけと、基本計画の構成について説明している。構成は大きく5つに分かれており、「将来人口推計」、期間内に重点的に取り組む「重点プラン」、前回ご審議いただいた基本構想の「まちの将来像」ごとに、具体的な施策と取組の内容を定めた「施策別計画」、本市を特性別に区分し、区分ごとの方針を定めた「都市構造」、基本構想の実現と基本計画の施策推進を図るため「財政計画」を示しており、また、位置づけに記載のとおり、施策ごとに評価を行い、進捗管理することを記載している。 専門部会では、主に施策別計画について審議いただく。 次のページでは、「施策体系」として、「まちの将来像」と「まちづくりを支える基盤」ごとに施策を整理しており、全部で40施策となっている。本日はこのうち、1と2の将来像について審議いただく予定である。 次のページは「将来人口推計」である。日本全体では人口減少社会に入っているが、本市の人口は微増の傾向にある。現在の中位推計では、もう少し増加し、平成31年頃にピークを迎える予測となっている。計画の目標年である平成37年

議 事 の 経 過

発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	では約 27 万 9 千人であり、前回の国勢調査を行った平成 22 年と比較すると約 4 千人の増加となっているが、下のグラフのとおり、人口構造は変化し、平成 22 年では 5 人に 1 人だった 65 歳以上の老年人口が、目標年次では 4 人に 1 人となり、生産年齢人口と年少人口は減少する見込みである。 施策別計画の見方については、「施策別計画」をお開きいただきたい。そこから 1 ページ開いていただき、まずは今回の施策別計画の構成と見方を説明する。構成としては、まず一番左上に 1～6 のまちの将来像とまちづくりを支えるための基盤を示し、その下にそれぞれを実現していくための施策をお示ししている。続いて、その施策の必要性、合わせて 5 年間の施策の方向性を記述している。その下には、施策を構成する取組を体系的に整理している。 また、その施策に大きく関連する市の「分野別計画等」があれば、続けて記載している。これは、総合計画が、あらゆる分野の行政計画の基本となるものであることから、施策と他の行政計画の関係、また総合計画の考えを受けて、各行政計画を策定しているということが分かるように整理したものである。 次に、同じページの右上であるが、「関連する施策と連携の内容」としている。これは、施策別計画は、いくつかの行政分野ごとに施策を整理しているが、その施策だけで完結するものではなく、様々な施策を連携させて取り組む必要があるもので、関連する施策と連携内容を分かりやすく示しているものである。 次に、ページがまたがるが、グラフを記載している。これは、その施策や取組の現状を分かりやすくするために、現況データがあれば示している。市で作成したものが中心で、出典についてきちんと記載できてないので、いずれかの段階で整理・統一することとしている。 最後に右のページの一番右の部分であるが、この施策を構成する取組ごとに、「現状と課題」「目標」「市、市民、事業者・団体が行うこと」を具体的に記載している。 今回の総合計画は、まちづくりに関連する主体「みんな」でつくり、その将来像を共有した上で、「みんな」で取り組んでいくこととしているので、これまでの本市総合計画ではなかった、「市民が行うこと（期待すること）」「事業者・団体が行うこと（期待すること）」についても記載している。 ここまで説明した施策別計画の見方を念頭に置いていただきながら、引き続き説明する内容をお聞きいただきたいと思いますと思う。 それでは、まちの将来像 1 「ともに支え合い、健やかに暮らせるまち」について説明する。 この将来像では、1 ページ「地域福祉を推進する」から 17 ページ「社会保険制度を安定的に運営する」まで 6 つの施策で構成している。 限られた時間の中で、ご審議をお願いすることとなるので、施策の必要性・方

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	向性、取組、取組ごとの目標・市が行うことを中心に説明する。 1 ページをお願いします。「施策1 地域福祉を推進する」では、施策の必要性として、地域のつながりの希薄化や支援を必要とする市民の増加などを背景に、今までの分野別・縦割りで取り組んできた福祉施策を、地域という横軸の視点から、「自助」・「共助」・「公助」の考え方に基づく福祉活動の推進を通じて、安心して充実した生活を送ることができる地域社会の構築を図る必要がある。そのために、誰もが地域福祉の担い手となり、住み慣れた地域で、人としての尊厳を持って個性や能力をいかしながら、安心していつまでも暮らすことができるまちづくりを進めることを施策の方向性としている。 施策を構成する取組としては、3つ掲げている。 3 ページをお開き願う。1つ目が「市民との協働による地域福祉の推進」である。取組の目標は、誰もが気軽に福祉活動やボランティア活動に参加できる環境が整い、地域福祉の担い手となることであり、そのために市は福祉活動や更生保護活動などに、子どもや若者、団塊の世代など幅広い世代が参加しやすい環境づくりに努めるとともに、地域のボランティア団体等への支援を図る。 次に2つ目の「地域における相談支援体制の充実」では、地域住民をはじめ、地域の福祉団体、事業者等が連携し、誰もが安心して暮らすことができる地域の協力体制やネットワークが整うことを目標として、市は地域福祉ネットワークの更なる充実を図るとともに、専門相談機関との連携強化を図る。 最後に3つ目の「すべての人の権利が守られる地域社会の推進」では、高齢者や障害者に対する虐待や人権侵害のない、その人らしい生活をおくることができる地域社会が形成されることを目標として、市は地域住民との交流や福祉教育の推進に積極的に取り組むとともに、虐待防止を図るための支援やネットワークの充実に努める。 続いて、4ページの「施策2 高齢者への支援を推進する」では、高齢化の進展に伴い、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加し、同時に、認知症高齢者も増加傾向にある。また、医療や介護が必要な高齢者が増加する一方で、地域や家族による高齢者を支える力が低下している。そのため、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、健康づくり、生きがいくくり、日常生活の自立支援など総合的な施策の推進が必要である。また、超高齢社会を高齢者が支える体制を整備するとともに、高齢者の社会参加の機会の充実により、地域の活性化を図る。さらに、高齢者が、医療や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域や住まいで、自立した生活ができる環境を整備することを方向性としている。 施策を構成する取組としては、2つ掲げている。 6 ページをご覧ください。1つ目の「地域活動・社会参加の促進」は、目標を行政や関係団体等が連携を図りながら、高齢者が地域において、いきいきと暮らすこ

議 事 の 経 過

発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	とができるよう、生きがいつくりや社会参加の機会の充実が図られているとし、そのために市は、老人クラブや、シルバー人材センター等を支援することなどにより、高齢者の居場所と出番の創造に努める。 次に2つ目の「地域包括ケアシステムの推進」では、地域包括支援センター等が中心となり、相談や支え合い体制が充実し、健康づくりや見守り、生活支援、介護サービスが切れ目なく提供され、在宅医療と介護の連携が推進することを目標として、市は地域ケア会議等での検討によるサービスの充実を図るとともに、課題を抱えるひとり暮らし高齢者等を地域で支援する体制を整備するなど、高齢者が地域で住み続けることができるよう、地域包括ケアシステムの推進に努める。 次に、7ページ「施策3 障害者への支援を推進する」については、障害者一人ひとりが、地域で自立した生活をおくるためには、社会参加を妨げる障壁のない地域づくりを推進する必要がある。障害者の自立につながるよう、障害福祉サービスの適正な提供、虐待や差別のない誰もが安心して暮らせる共生社会が必要である。このため、障害福祉サービスの充実や雇用・社会参加を進めることで、障害を正しく理解し、支え合うことで、誰もが地域社会で自立し安心して生活できる共生社会の構築を進めることを方向性とする。 施策を構成する取組としては、3つ掲げている。 9ページをご覧願う。1つ目は「障害福祉サービスの充実」である。取組の目標は、障害種別や程度に関わらず一人ひとりの必要性に応じた障害福祉サービス等が利用できるとし、そのために市は障害福祉サービス等の拡充に努めるとともに、サービスの適正化、質の向上が図られるよう、相談支援体制の強化や事業所への指導等に取り組む。 次に2つ目の「障害者の雇用・就労対策の促進」として、障害のある人がいきいきと働き、力を発揮できる就労支援の体制整備を目標とし、市は職場実習やスマイルオフィスなどの就労支援事業を継続するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携して、障害者雇用を進める企業に働きかけるなど、障害者の一般就労に向けた支援を行う。 3つ目の取組「障害者の社会活動への参加促進」であるが、障害者が自分らしく生きがいを感じられる社会活動へ参加できることを目標に、市は多様な社会活動に積極的に参加できる機会を創出するとともに、障害者自身が主体的に参画できるよう支援する。 続いて、10ページの「施策4 生活困窮者への支援を推進する」については、必要性として、景気低迷や雇用環境の変化、超高齢社会の到来などの影響を受けて、最低限度の生活を維持することが困難な世帯が増えており、生活保護制度をはじめとしたセーフティネット機能の充実が求められていることを挙げている。このため、生活に困窮する市民に対し、さまざまなサービスの適正な提供と、困窮状態から自立が図られ、誰もが安心して生活ができるまちづくりを進めること

議 事 の 経 過

発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	を方向性としている。 施策を構成する取組としては、2つ掲げている。 1つ目は12ページの「生活保護制度の適正実施」としており、支援が必要とされる市民に保護が実施されるとともに、被保護世帯が安心して生活ができ、また自立できるよう支援を図ることを目標に、市は就労による自立を支援するとともに、受給者自らが、健康の保持・増進に努めるよう支援する。また、事業の周知を図り、不正・不適切な受給に対しては、厳正に対応する。 2つ目の取組「生活困窮者への自立の支援」であるが、生活に困窮している市民が、いつでも相談ができ、必要な支援を受けることで困窮状態からの自立が図られることを目標とし、市は生活困窮者の状況を把握し、就労支援をはじめ、困窮者の状況に応じて、適切な支援策を包括的に実施する。 続いて、13ページの「施策5 健康づくりや地域医療を充実する」である。高齢化の進展に伴い、医療費・介護給付費の適正化と医療資源の有効活用が求められる中、健康寿命の延伸に向けた生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るための取組が重要となっている。また、次世代の健康を支えるため、妊婦や子どもの心身の健康づくりを推進していくことも必要である。さらに、市内医療体制の確保や、介護と連携した地域医療の充実が課題となっている。このため、地域住民の健康保持・増進及び疾病予防を図る地域医療の充実に向け、地区担当制などによる積極的な保健活動を展開し、市として取り組むべき医療・保健・食育施策を推進する。また、地域で安心して暮らせるまちをめざし、救急医療体制の充実を図るとともに、すべての市民が自ら地域との連携協力により健康づくりに取り組むことを方向性とする。 15ページをご覧ください。施策を構成する取組は4つで、1つ目を「健康づくりの推進」としており、市民一人ひとりが健康意識を高め、望ましい生活習慣を身につけること、定期的に健（検）診を受診することにより、健康寿命が延伸することを目指し、市は三師会等関係団体と連携しながら、健（検）診の実施やその結果等を活用した保健指導、食育推進に関する施策を実施するとともに、保健活動を充実させ、生活習慣病の発症及び重症化予防に取り組む。 2つ目の取組「母子保健サービスの充実」であるが、質の高い母子保健サービスの提供や地域での支え合いにより、安心して子どもを産み育てることができる環境を目指し、市は健康診査や訪問指導、各種教室等の実施のほか、府や関係機関との連携を密にし、より専門的な相談・指導等の支援を行う。 3つ目の取組「感染症予防対策の推進」であるが、市民一人ひとりが感染症への正しい知識を持ち、必要な準備を進め、適切に対応できる状態を目指し、市は感染症に関する正しい知識の普及を図り、子どもと高齢者に、予防接種の接種機会を提供する。 16ページをご覧ください。4つ目の取組「救急医療体制の充実」であるが、関係

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	機関相互の連携協力により、市内医療機関への救急搬送率が高まるなど、市内での医療体制確保を目標に、市は市内二次救急医療機関に対し、市内医療体制確保のために必要な支援を状況に応じ行うとともに、情報収集等に努める。 最後に、17 ページ「施策6 社会保険制度を安定的に運営する」である。年金、医療、介護分野においては、社会保険制度を基本とし、保険給付の重点化・効率化により医療費の適正化に取り組み、給付と負担の両面にわたる世代間の公平性の確保を図る必要がある。また、国における社会保障制度改革の趣旨を踏まえ、少子高齢化社会においても、安心して健やかに暮らすことができる、持続可能な社会保険制度の推進に努めていく必要があることから、すべての世代が相互に支え合い、健やかに暮らすことのできる仕組みを維持するために、健全で安定した財政運営に努め、市民の安心を確保していくことを方向性とする。 19 ページをご覧願う。施策を構成する取組は4つで、1つ目を「介護保険制度の安定的な運営」としており、介護保険制度が健全に運営され、質の高い介護サービスが安定的に提供されることを目標として、市は財源の確保に向けた取組の強化を図るとともに、介護サービスを安定的に提供し、また介護サービス事業所への指導等によりサービスの質の向上を図る。 2つ目の取組「国民健康保険制度の安定的な運営」であるが、給付の適正化や保険料収納率の向上により、負担の公平性が図られ、事業運営が安定化・健全化し、国民皆保険制度の基盤としての役割を果たすことを目標に、市は被保険者の健康維持増進を図るとともに、レセプト点検の強化等による給付の適正化及び保険料収納対策の推進により、事業の安定的で健全な運営に努める。 3つ目の取組は「後期高齢者医療制度の安定的な運営」である。運営主体である大阪府後期高齢者医療広域連合と連携して、安定的な制度運営を図ることを目標とし、市は保険料の収納確保を図るほか、高齢者に配慮したきめ細やかな取組や対応に努める。 20 ページをお開き願う。4つ目の取組「国民年金制度の普及・啓発」では、日本年金機構との協力連携を通じて、制度の普及・啓発に努めるとともに、20 歳以上の市民の加入漏れ・届け出漏れをなくし、保険料納付率が向上することを目標に、窓口等での相談業務の充実を図りながら、加入促進・受給権の確保に努める。 走った説明になったが、まちの将来像1の概要説明は以上である。よろしくご審議をお願いする。
肥塚部会長	では、施策ごとに審議していきたいと思う。 施策1「ともに支え合い、健やかに暮らせるまち」についてご意見を願います。
朝田委員	本題に入る前に、前回差し替えがあるということで資料を回収されたので、こ

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
上田課長	の部会で審議する範囲で差し替えた部分について、説明をお願いします。 都市計画マスタープランや環境基本計画等の個別の行政計画を同時並行的に策定しており、それぞれの進捗によって関連表現や文言などを修正した。
朝田委員	差し支えないようなので、本題に入る。まず、前回にも指摘したが、福祉施策における「自助」・「共助」・「公助」の方向性には賛同できない。具体的には、3ページの取組1「市民との協働による地域福祉の推進」ではボランティアの記述が出てくるが、現在、行政の仕事を地域に押しつけることが起こっていると考える。これは既に限界がきており、中長期的には地域力の低下につながる。したがって、自治体の一番の仕事が福祉の増進であることを明確に宣言し、財政的にも施策的にもその拡充を保障することを市の目標に据えるべきで、施策展開の一部としての住民ボランティアの活用はあり得るが、行政責任を市民に押しつけてはならないと考える。
肥塚部会長	他にはおありか。
福井委員	高齢者をどのように定義しているか。事業によって退職の年齢が65歳であったり70歳であったりと、高齢者の年齢の定義付けが異なっていると感じる。昨今、定年が65歳になったが、その後も嘱託、あるいはこれまでの経験をいかし働いている人も多数いる。このような中、一概に高齢者を一括りにしてよいのか、例えば、「第1高齢者」「第2高齢者」などという考え方があってもよいのではないかと思う。画一的な支援体制は成り立たなくなってきており、それぞれの年齢や必要な支援の内容によって分けが必要ではないかと考えるが、まず高齢者の定義をどう考えているか伺いたい。
小西部長	概ね65歳以上を高齢者と定義している。
肥塚部会長	元気な高齢者もあり個別の違いもあるが、施策との関係では通常65～74歳と75歳以上で分けるという認識と考える。
福井委員	65歳以上ということで理解した。 地域福祉については、朝田委員とは考えが異なる。 まず自分で努力し、それからお互い助け合って地域でまちを良くする努力をしていく。そしてどうしてもできないことを行政にやってもらうという形を考えている。皆、ボランティアとして、地域を守ろうという気持ちを持っているので、その気持ちをいかすことが大事である。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
肥塚部会長	重要な意見である。他におありか。
小尾委員	福祉対象が社会的弱者とされていた時代なら、住民の生活課題全てに渡って行政責任が期待されていたこともあったが、今日、福祉をすべて公的部分で担うことには問題がある。また、それぞれの立場で地域福祉に貢献していくことは、現在では広く理解されている。「公助」が全て良いとか全て自分で行うべきとかいう問題ではなく、茨木市として最適な組合せを議論していけばよい。したがって計画の基本的な考え方は誤っていないと考える。
肥塚部会長	これは大切なところなので、他の意見もあればいただきたい。
小池委員	記述の中では「地域における」の後に「生活」「連携」「児童虐待」等となっているが、「地域」とは何を指しているのかが明確ではない。協働の主体としての地域なのか、場所の地域なのかが分からない。
肥塚部会長	そこは考えてみる必要があると感じる。他はいかがか。
森本委員	３ページの取組の目標などの内容が、各委員のイメージと合っていると現状認識などを含めて何をすべきかが出ると思う。「連携」「支援」「協力」「推進」という言葉が多く出てくるが、具体的に何をどうすることなのかを目標に据えないと話のレベルが合わない。
肥塚部会長	考えるべきだと思うが、具体的にどう直すのかは難しい。
明瀬委員	「連携」や「支援」と書かれているが、「拠点づくり」がしっかりなされていないと考える。地域での活動について相談できる窓口はいろいろな形であるが、しっかりとした拠点が無い。福祉を推進するのであれば、行政が行うか民間が行うかは別として、「地域の拠点づくり」を盛り込んでほしい。
肥塚部会長	大切な視点である。他はいかがか。
桂委員	福祉の対象は市民全体に広がっており、公が全てを賄うのは難しいので、「互助」の考え方を個別の施策にも位置づけてほしい。「地域」には自治会などのイメージがあり、「共助」になじめない人や違和感を持っている人もいる。そのため、一人ひとりの「互助」、互いという部分を地域の中で産み育てていく部分も明記すべきである。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
朝田委員	一般的な「自助」「公助」は否定しないが、介護の担い手をボランティアに任せるといってもできるところとできないところがある。「自助」「公助」「共助」が同列になっていないという事態が起きており、今までの「公助」の部分を崩して「自助」「共助」に担わせている。
肥塚部会長	「自助」「共助」「公助」について、「互助」も入れるかどうかも含めて並べ方などを考えてみたい。「公助」のありようについても考えながら、バランスを考える必要がある。いずれにせよ地域福祉の推進についてはこのような書き振りになる。「地域における」「連携」「協力」「支援」をどう考えるか、また「拠点づくり」についてももう少し書き込めるか検討したい。議論は第3回目もあるので、どう修正するか考えたい。第3回目にもう一度、総括審議するということで、施策1についていただいた意見について反映できるところは反映していきたい。
明瀬委員	ボランティア精神について子供たちに教育し、ボランティア活動を身につけさせる視点が必要だと思うので、公立の学校でもっと教えていく、といった内容を入れると良いのではないかな。
肥塚部会長	2章で入るか、1章で入るか、あるいは上手く当てはまるか分からないが、検討させていただきたい。 では、施策2「高齢者の支援を推進する」の審議に移る。 私の方でも気になるところがある。4ページの施策の方向性について、「高齢者が支える」という表現は不適切なので、修正していただきたい。
朝田委員	高齢者の社会参加の促進は良いが、行政責任を投げ捨ててはならない。6ページに事業者・団体の役割が書かれているが、現実的には補助金のカットで老人クラブが減少しており説得力がない。老人クラブが各町内会でいきいきと活動できるよう、具体的な目標を明示するべき。
桂委員	老人クラブの中には、市に登録せず自分で資金を稼ぐクラブもあるため、クラブの数を市が把握することは重要ではないと考える。様々な団体があるので様々な支援方法があって良い。また老人クラブ、シルバー人材センター等という書き振りにしても対象を広げ、「さまざまなサークル」などにしてはどうか。
篠原委員	高齢者の地域活動、社会参加の促進においては入口が最も大切なので、対象を老人クラブ、シルバー人材センターだけに限定することに違和感を覚える。市は間口を広げるような施策の展開が必要だと考える。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
福井委員	実際、老人クラブでは補助金制度が悪くなった。納得できるような削減の仕方ではなく、一律カットで使い道が限定されている。そのような中で、我々のクラブでは個人から年会費を取り、交流親睦会もしている。一方、社会福祉協議会（地区福祉委員会）が運営しているいきいきサロンと重複するので、同じ内容を違う方向から取り組むのは問題があるため整理した方がよい。
肥塚部会長	委員から出された意見の反映は、私と事務局で考える。多くの市民が納得するものでないといけないので、第3回目で修正案を示したい。
朝田委員	多様な支援は否定しないが、今までの取組を堅持してほしい。
肥塚部会長	それでは施策3「障害者の支援を推進する」について、意見を伺いたい。
朝田委員	9ページの取組1「障害福祉サービスの充実」で、「医療費助成について国府への制度の充実を要望します」とあるが、どういうことを想定しているのか。
肥塚部会長	資料の差替えで修正をした箇所であり、現在の案からは削除されている。
朝田委員	良い文言なので、この記述は復活すべきだと思う。
肥塚部会長	意見としていただいておく。他にないか。
各委員	【意見なし】
肥塚部会長	では、施策4「生活困窮者への支援を推進する」についてはどうか。
桂委員	マスコミ等で、不正受給のことばかり取り上げられている。12ページの取組1の名称は「生活保護制度の適正実施」となっているが、制度の適正理解を深めるという大前提があつてこそ適正実施がなされるので、その記述を盛り込んでいただきたい。
肥塚部会長	大切な論点だと思う。 取組1と2で市民と事業者・団体の書き振りが同文となっているが、同じで良いのかが気になる。他の施策にもあるが、どうしてもこう記述せざるを得ないのか。そうであれば仕方ないが、違和感があることを指摘しておく。
朝田委員	12ページの取組1の不正受給については桂委員に同感である。不正受給にクロ

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	ーズアップされ過ぎている気がするので、やはり前提の法令遵守の姿勢についても明記すべきと考える。 また、取組２「生活困窮者への自立の支援」では、非正規雇用の問題への対応策が書かれていない。市ができることは限られるが、正規雇用採用の奨励金など、現在行っている施策もあるし、そういった方向の施策の充実を求めるものなので、それも記述すべきと考える。
肥塚部会長	そういう点では、「ニート、引きこもり」についても「現状と課題」に記述があるが、「目標」には書かれていない。市のレベルでどれだけのことができるかという問題もあるが、「現状と課題」と「目標」の関係でできることを書けばよいわけであり、現状では「目標」が簡単に書かれ過ぎている印象を受ける。したがって、この部分は考えた方がよい。
篠原委員	「ニート、引きこもり」は生活困窮とは異なる根深い問題があると考えます。したがって、ここに「ニート、引きこもり」が書かれることに違和感を覚える。もしここに書くのであれば、経済的自立ではなく、外に出すための自立など、中間支援的な取組が必要となる。また、「目標」と「市が行うこと」の表現も改めてほしい。
肥塚部会長	意見に同意する。ここで記述するのもも含めて検討したい。
桂委員	「ニート、引きこもり」はどの施策に当てはまるのか。当てはまるのであれば、その都度事務局から説明をいただいた方がよい。
肥塚部会長	「ニート、引きこもり」について、どこかに書かれているのであれば事務局の方から教えていただきたい。
佐藤部長	38 ページ、第 2 章の取組 3 「若者の自立支援」の「現状と課題」に、市の自立支援センターの所で、引きこもり等の支援について記載している。
肥塚部会長	では、第 2 章のところで議論する。他にいかがか。
新野委員	取組 2 「生活困窮者の自立を支援」について、子ども自身の責任で困窮に陥るわけではないが、子どもの貧困など、子どもの問題にも触れていただきたい。
肥塚部会長	支援が必要な子どもについては、第 2 章の施策 1 で記述されていると思うがいかがか。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
佐藤部長	24 ページの取組 1 「子どもの健やかな育ちを等しく支援」の中で子どもの貧困対策をあげている。
肥塚部会長	では後ほど議論する。
明瀬委員	施策 4 はこの文言にするということか。
肥塚部会長	第 2 章の施策 1 でもう一度議論する。もし不十分であれば戻することを考えたい。
明瀬委員	ひとり親家庭と子育てとは直結する問題なので、ここでも記述があった方がよい。
肥塚部会長	その意見もいただいておき、また第 2 章で議論する。 では、施策 5 「健康づくりや地域医療を充実する」についていかがか。
長田委員	2 点述べる。 先ほども指摘があったが「地域の」という言葉が出てくるのが気になる。誰のことかがはっきりしていない。具体的に地域に落とし込む時には、市の施策、地域の取組、役割分担まできちんとプログラムにして下ろす必要がある。これは第 3 回目で明確になることを期待する。 また、施策 2 「高齢者の支援を推進する」と施策 5 「健康づくりや地域医療を充実する」は関連が大きく、その点から健康寿命と平均寿命問題について触れたい。厚生労働省によると、平均的に男性の場合、健康でいられるのは 70 歳まででその後 9 年間は寝たきりとなり、女性の場合は約 13 年間寝たきりとなる。この期間を縮めることが大切である。そのため、健康をめざし生活習慣を維持改善していく必要性をグラフ等で分かりやすく示し、重要性を理解してもらうべきである。
肥塚部会長	その数値は、都道府県別にある。重要な視点である。 「三師会」など難しい文言は注記してほしい。他にいかがか。
朝田委員	13 ページの「施策の必要性」で、医療資源の有効活用の話があるが、医療費の適正化については、医療予算の政策的優先順位を上げることが目標としてほしい。
篠原委員	15 ページの取組 1 「健康づくりの推進」についてだが、健（検）診を受けることが自分の健康を知ることの一番の基礎だと思う。したがって、「市民が行うこと」に、健（検）診の受診についても記載すべきではないか。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
新野委員	「食育」のところで記述はあると思うが、子ども、乳幼児についての健康づくり、糖尿病や生活習慣病の対策もここに入れるべきと考える。
河井部長	それらの点については、14 ページの関連する施策と連携の内容で記載している。基本計画全体で、連携内容がどうなっているかを示す仕組としてとらえているので、そういう視点でご覧いただきたい。
桂委員	15 ページの取組 1 「健康づくりの推進」では、「75 歳以上、一人暮らし世帯高齢者」に焦点を合わせているように読めるので、「乳幼児から高齢者まで」といった形で、全ての世代を対象とすることを示す一言があった方がよいと思った。
肥塚部会長	貴重な意見なので検討したい。
森本委員	取組 4 「救急医療体制の充実」については、搬送率だけでなく搬送する時間などの質の目標設定が必要かと思う。
明瀬委員	健康に関して、若者の中で問題になっている危険ドラッグ、喫煙についてもどこかで触れてほしい。
山田委員	15 ページの取組 2 「母子保健サービスの充実」の「現状と課題」に「出生体重が低い新生児」と記述してあるが、「軽い」ではないか。
石津部長	低体重児という用語があるので、低いで間違いない。
肥塚部会長	他にはないか。
各委員	【意見なし】
肥塚部会長	では施策 6 「社会保険制度を安定的に運営する」についてはいかがか。
朝田委員	この施策では、「安定的な運営」という表現が多く出てくるが、「安定的な運営」は医療費や介護給付費の不当な抑制、保険料アップの代名詞であるため、住民福祉の見地から論じてほしい。施策 5 と同じく、市でできる援助が全くないわけではない。保険料の抑制などに力を尽くすことで、この分野の政策的な優先順位を上げることが目標として明記すべきと考える。
森本委員	福祉の充実は大切だが、市の財政には限りがあるので、身の丈にあった施策と

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	すべきである。所得の世代間ギャップが大きく、高齢者が多い一方で就労できない20～30代がいる中、政策的な優先順位について、この章だけで議論するのは難しい。ここで議論すべきなのは茨木市の目標として「どのようなまちが良いか」ということである。
福井委員	国は在宅介護を優先しようとしているが、市としては、老人保健施設、特別養護老人ホームを将来どうしていくのか。地域で支え合って余生を送るという議論が盛んに行われてきたが、在宅で介護できなくなり施設へ行かなければならなくなってしまう場合、市としてどのような方向性を考えているのか。もし施設を充足していくのであればどの程度を考えているのか。
肥塚部会長	難しいテーマである。個々の書き振りとの関係でそのようなことが書けるか。
田川課長	現在、介護保険事業計画の見直しを進めており、その中で施設整備についても、検討していきたい。ただ、国は在宅の方向に切り替えているので、地域密着型を進め、在宅のウェイトを高める必要があるのではないかと考えている。
福井委員	必要に応じて施設の充実を図っていくということか。
小西理事	施設整備は都道府県計画になるため申し上げられないが、ミニ特別養護老人ホームは各保健所単位で方向づけができるので、設置を決定していく予定である。
福井委員	市民には在宅でどこまでできるかの不安があるため、安心感を与えられるような広報活動も必要であると思う。
肥塚部会長	日本全体が同じような状況であるが、施設の充足状況や事業者の力量は自治体によって異なるので、不安があることを踏まえ、書き振りを考えたい。 また、取組2と3の「市民」の欄の記述内容が同一であるがそれでよいのか。取組3「後期高齢者医療制度の安定的な運営」の「目標」のところは「大阪府後期高齢者医療広域連合」と、ここだけ固有名詞が書かれているが、これでよいのかも考えたい。
朝田委員	先ほど、「優先順位」について述べたのは、福祉や社会保障の施策の中でそれを考えることに限界があり、それ以外のところで考える必要があると思ったからである。すなわち、社会的要請の低下している社会資本整備の優先順位を下げ、福祉や社会保障の優先順位を上げていくべきであると考えている。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
小尾委員	私は森本委員の意見に賛成である。ワーキングプアと生活保護は繋がっている。給付と負担の世代間の公平性について、市の考え方を今後10年でどのように合意を得るかが重要である。
肥塚部会長	他に意見はあるか。
各委員	【意見なし】
肥塚部会長	それでは、以上で、将来像1の審議を終了する。 引き続き、将来像2「次代の社会を担う子どもたちを育むまち」について、事務局から説明をお願いする。
岡田課長代理	それでは、まちの将来像2「次代の社会を担う子どもたちを育むまち」について説明する。 21 ページをお開き願う。「施策1 すべての子どもの育ちを支援する」では、少子化問題に対応するため、妊娠期から子育て期にかけての切れ目のない支援の推進と待機児童の解消など、仕事と子育てを両立できる環境の整備を図ることが喫緊の課題となっている。また、幼児期の教育・保育が人格形成の基礎を培うことから、就学前の質の高い教育・保育の総合的な提供が求められている。さらに、社会的な支援が必要な子ども・家庭をはじめとした、すべての子どもの育ちと子育てを社会全体で支えていく必要があることから、次世代育成支援行動計画に基づき、すべての子ども・家庭の状況に応じた切れ目のない支援を行うことにより、子どもの健やかな育ちを保障するとともに、安心して子育てできる環境を整えることを方向性とする。 この施策を構成する取組としては、3つ掲げている。 1つ目は24ページの「子どもの健やかな育ちを等しく支援」である。目標は、さまざまな状況にある子どもが健やかに育つための環境整備であり、そのために市は支援施策の拠り所として、次世代育成支援行動計画を5年ごとに策定するとともに、児童虐待の予防や発達支援、医療費の助成、修学意欲のある若者へのサポートなど個々の状況に応じた支援を行う体制を整える。 2つ目の取組は「子育て支援サービスの提供」である。個々のニーズに応じた支援サービスが活用され、安心して子育てができるようになることを目標に、市は、さまざまなニーズに対し総合的かつ有効な支援サービスを提供できるよう体制を整えるとともに、子育てに関する情報を積極的に提供する。 3つ目の取組は、25ページ「幼児教育と保育の質と量の充実」である。待機児童が解消されるとともに、保護者のニーズに応じた質の高い幼児教育・保育が総合的に提供されることを目標に、市は幼稚園、認定こども園、保育所等における

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	質の高い教育・保育の提供体制を計画的に整備するとともに、その充実・向上に努める。 続いて、26 ページ「施策2 地域ぐるみの子育てを推進する」においては、核家族化が進展し、近隣との関係が希薄化していることなどから、子育て家庭の孤立化等が危惧される。地域におけるさまざまな立場の人たちが互いに連携・協力し、子育てに関わることで、地域の子育て力を充実していくことが求められる。このため、地域のさまざまな人材が連携・協力し子育てを支援することで、親子ばかりではなく世代を超えた人たちの交流の場が充実するなど、「子育てでつながる地域社会」の実現を方向性とする。 この施策を構成する取組は、3つ掲げている。 28 ページをご覧ください。 1つ目の取組は「交流の場の充実」である。この取組では、子育て中の親子が気軽に交流できる場が地域の中で充実することを目標としている。市は子育て中の親子が利用しやすい身近な地域での交流の場を展開するとともに、交流の活性化を推進する。また、子育て中の親子が主役となり、次世代の子育てへの啓発を行えるよう積極的に学校等との連携を図る。 2つ目は、「子育て支援の輪づくり」とし、地域に根差した子育て支援の輪をつくり、それぞれが互いに支え合いながら、特色をいかした活動が展開されていることを目標とする。そのために市では、子育て支援者だけでなく子育て中の当事者も含めた連携の場を設け、地域での子育て力を向上するとともに、身近な地域ごとに子育て支援の拠点を配置し、ネットワークを活用することで支援の隙間をなくす。 3つ目の取組は「地域の人材を活用した子育て支援」である。ここでは、地域の人材がさまざまな形で活用され、地域住民の経験・知識・技術等をいかした活動が展開されることを目標に、市は子育て経験者、民生委員・児童委員、地区福祉委員、民間団体などが連携・協力しやすくなるようなきっかけづくりをする。 次に29 ページの「施策3『生きる力』を育む教育を推進する」である。経済のグローバル化や高度情報化、少子高齢化が急速に進み、「貧困」「格差」の問題が大きな社会問題となっている。また、21世紀は知識基盤社会と言われ、次代を担う子どもたちには、知識や技能を活用して課題を解決する力、変化の激しい社会に柔軟に対応し、力強く生き抜く力が求められており、子どもたちが、自らの力で困難を乗り越え、未来を切り拓く力を育む必要がある。このため、すべての児童・生徒の「生きる力」、すなわち「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成し、個人の可能性を最大限引き出すため、学校園をはじめ保育所、関係諸団体が連携して就学前から中学校卒業まで一貫した「きめ細やかで質の高い教育」を保障し、「学びを通じた信頼される学校づくり」を進めることを方向性とする。 この施策を構成する取組は4つある。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	31 ページをご覧ください。 1 つ目は「『確かな学力』の充実」である。全小中学校に学力向上のPDCAサイクルが定着し、組織的な取組が推進されることによって、児童・生徒が学習習慣を身につけ、学ぶ喜びを実感できることを目標とする。そのために市は、「茨木っ子ジャンプアッププラン 28」とその後の学力・体力向上施策の取組を推進し、保幼小中や市立図書館等との連携の充実による「学校力」の向上をめざした支援に努める。 2 つ目の取組は、「『豊かな心』の醸成」とし、一人ひとりの児童・生徒が基本的な倫理観や規範意識を身につけ、学校生活全体の中で自らや他の人の大切さが認められていることを実感し、安心して学ぶことができることを目標とする。市は、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、「茨木市いじめ防止基本方針」に基づくいじめの未然防止の取組により、いじめや不登校の早期発見・早期対応を図る。 32 ページをお開き願う。 3 つ目の取組は、「『健やかな体』の育成」である。 小中学校が連携した体力向上の取組などにより、児童・生徒に健康への意識が高まり、体力向上の意欲や運動に親しむ機会が増えること、また給食では安心・安全な地元食材の使用量が向上し、的確なアレルギー対応ができることを目標とする。市は新体力テストデータの蓄積・比較により、児童・生徒が自らの体力の状況を把握・分析するとともに、体育指導に有効に活用する。またアレルギーへの的確な対応を図るとともに、地元食材の使用などにより学校給食等における食育の充実に努める。 4 つ目の取組は、「学校支援体制の充実」とし、教職員は、「生きる力」の育成に向けて、授業改善に取り組む。また相談活動による状況把握と分析の結果、学校と連携した適切な指導・支援が行われ、相談者の学校生活への不安が軽減することを目標とする。市は初任者、ミドルリーダー、管理職等に必要な情報を分析・選択して研修を実施するとともに、イントラネットを活用し情報提供を行う。発達相談や不登校・いじめ等の不安や悩みへの相談業務及び支援を充実する。 続いて、33 ページの「施策4 魅力ある教育環境づくりを推進する」についてである。安全・安心で快適な教育環境を計画的・効果的に整備すること、また、学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティの構築と、子どもたちの安全で安心な居場所づくりが求められる。このため、学校において、子どもたちが良好で快適な環境のもとで教育を受けることができる環境、また、地域における教育コミュニティづくりが進むとともに、子どもたちが安全に安心して過ごすことができる環境整備を方向性とする。 1 つ目の取組は、34 ページ「学校施設の計画的な整備・充実」である。ここでは、学校施設・設備等が、計画的に更新されることにより、快適で、利便性や機

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	能性を持たせ、効果的な児童・生徒の学習が行われることを目標とする。市では老朽化する施設の長寿命化改修に取り組むとともに、社会環境や生活様式の変化などを踏まえた良好で快適な環境を提供する。 2つ目の取組は、「学校・家庭・地域の連携の推進」とし、学校・家庭・地域が連携し、地域での教育コミュニティづくりが進み、子どもたちの安全で安心な居場所づくりや地域での見守り体制が整うことを目標とする。市は学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティづくりを推進するとともに、子どもへの安全教育や安全で安心な居場所の提供を行う。 続いて、35 ページの「施策5 青少年が心豊かにたくましく成長できるよう推進する」についてである。青少年の体験活動の機会が減少するとともに、青少年の規範意識が低下し、非行が低年齢化するなど、青少年の健全育成は困難な環境にある。また、生活困窮のみならず就労・自立に向けた支援を必要とするなど課題を抱える若者も増加している。青少年がさまざまな地域活動や体験活動に参加するとともに、適切な支援を受けることにより、心豊かにたくましく成長することができるよう、取組を進める必要がある。このため、全ての青少年がさまざまな地域活動や体験活動に参加するとともに、適切な支援を受けることにより、心豊かにたくましく成長することができるよう取組を進めることを方向性とする。 1つ目の取組は、37 ページ「青少年健全育成の推進」である。地域で青少年健全育成の行事等が活発に実施されることにより、地域の子どもは地域で見守り、育てるという市民意識が醸成されることが目標である。市は地域において、健全育成を啓発するとともに、健全育成団体の支援に努める。青少年問題協議会の提唱により、青少年健全育成のための安全安心な環境整備に努める。 2つ目の取組は、「青少年の体験活動の充実」とし、活動拠点である上中条青少年センター及び青少年野外活動センターなどでの体験活動を通して自尊感情や生きる力を高め、自分の将来に対して夢や希望を持つことができるような集団活動が活発に展開していることを目標とする。市はこども会等体験活動の機会を提供する団体の活動支援に努め、上中条青少年センター及び野外活動センターの施設整備を進めるとともに、青少年の体験活動の充実を図る。 38 ページをご覧ください。3つ目の取組は、「若者の自立支援」である。若者とその保護者が気軽に相談できる窓口が整備され、それぞれの状況に応じた支援を受け、自立に向けてステップアップすることを目標とする。市は若者に対応する相談窓口を充実するとともに、自立に向けたさまざまな支援を行う。また、課題を持つ青少年に対して、諸問題を解決するため、必要に応じて適切な関係機関と連携できるよう相談窓口を充実する。 以上が、まちの将来像2の概要説明となる。よろしくご審議いただくようお願いする。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
肥塚部会長	では、施策ごとに審議していく。 施策1「すべての子どもの育ちを支援する」についてご意見を願います。
桂委員	24ページの取組1「子どもの健やかな育ちを等しく支援」の市民の欄に「ひとり親向けのライフプランセミナー等に参加」とあるが、これだけではシングルマザー、ファザーならプレッシャーを感じる。私は「各主体が行うこと」について一市民として「市民はこれをしなければならない」という捉え方をしている。そのため、ここの書き振りを市民のところに置くのか、市や事業者で提供するかを含めて、考えていただきたい。
肥塚部会長	同じく取組1「子どもの健やかな育ちを等しく支援」の市民の欄に記載された「行動計画の進行状況を確認する」という表現にも疑問を感じるため、ここは考えた方がよい。他はいかがか。
朝田委員	市民のアンケートを見ると小児救急を充実してほしいとの声が特に多いが、救急医療体制のところに小児救急に特化した内容がない。市民の高い要望を活かし、具体化することも重要ではないか。
石津部長	「小児救急」という言葉は用いていないが、第1章の施策5の4番目の取組「救急医療体制の充実」の中に含めて記述している。
肥塚部会長	事実を踏まえ、16ページの取組4「救急医療体制の充実」の中で検討してほしい。
桂委員	24ページの施策1の事業者・団体の欄に記述がないが、企業として子育て支援を行うことについて何か求めることはできないか。
肥塚部会長	必要かどうかを含めて考える。
明瀬委員	同様に、「市民」の欄に、市民が大人として、相手の立場に立って理解をしていくことが必要であり、子ども達に接していく、マナーを教えるなど、市民ができることの記述が入ればよい。
肥塚部会長	工夫してみたいと思う。 施策2「地域ぐるみの子育てを推進する」に移りたいと思うが、いかがか。
長田委員	「子育てが地域の人や社会に支えられていると感じるか」という質問に対して、

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
肥塚部会長	就学前児童を持つ親の 26.5%、小学生の児童を持つ親の 23.3%が「支えられていない」と答えていることから、これに対して学校、家庭、地域を含めどう取り組むかが今後の課題ではないか。 それはどのように書けばよいか。
長田委員	取組 1 から 3 全てについて、「目標管理」という考え方を盛り込む必要がある。つまり、知らしめるということから、自分たちでどう取り組むかということへ展開を図っていくということである。 さらに、情報公開により不安感を取り除くことや「実態はこのようになっているので改善していこう」という流れをつくることも必要である。公開できる情報は公開し、公開できない情報は行政と議会で管理し、各種団体の責任者もそれを承知しているという形で目標管理を行っていくのが良いと思うがいかがか。
山田委員	28 ページの取組 2「子育て支援の輪づくり」の「市が行うこと」の欄で急に「ネットワーク」という文言が出てきたが「連携」で良いのではないか。
肥塚部会長	特別な意味があるなら残すが、意味がなければ変える。言葉の整理をしたい。では、施策 3「『生きる力』を育む教育を推進する」についてはいかがか。
新野委員	「施策の必要性」のところで、「子どもたち」という表記について、切り方に年齢と所属が混在しているが、それでよいのか。「乳幼児」は年齢、「幼稚園」「保育所」は所属による切り方であるし、「青少年」には就学中の少年も卒業した青年も含まれる。
久保部長	この章は、子育て支援と教育という大きな括りとしており、施策を分かりやすく表現する上で、就学前教育、学校教育、青少年健全育成の 3 つの考え方に整理したため、このような切り方になった。
肥塚部会長	これで矛盾はないと理解してよいということである。
篠原委員	取組 2「『豊かな心』の醸成」の「市民」の欄に「『こころの再生』府民運動」という記述があるが、市民は理解できるか。どういう意味なのかご説明を願う。
為乗部長	「こころの再生」府民運動は大阪府教育委員会が進める、あいさつ運動など、府民全体で行う運動である。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
肥塚部会長	趣旨は分かるが、各委員が分からない表現は市民にも分からないと思うので、他の書き振りとするか、注釈を付ける方が良いのではないかな。
明瀬委員	あいさつ運動だけでなく、啓発運動など、全て含めて教育委員会で行われている活動である。
肥塚部会長	8時半を超えたので少し時間を延長したいがよろしいかな。
各委員	【異議なし】
小池委員	取組1「『確かな学力』の充実」の「目標」の欄に記述がある「PDCAサイクル」など、アルファベットの3～4文字の略語が多く出てくるが、分からない人もいると思うので、注釈を付ける検討をしてほしい。
肥塚部会長	全般的にそうだと思うので、気をつけていく必要がある。
桂委員	29ページの「施策の方向性」には保幼少中連携が記述されているが、「取組」には出てこない。これは取組1から4すべてに関連してくるのか。「学力」「心」「体」については保幼少中連携が必要だと考えるので、どう理解すればいいかを教えていただきたい。
為乗部長	ご指摘があったように「茨木型保幼少中連携」の教育活動を進めており、「学力」「心」「体」の育成など、施策全体にかかっている。
肥塚部会長	具体的にどこまで反映させるかの理解が必要か、あるいは今の説明で済ませてよいかな。
桂委員	今の説明で結構である。 また、32ページの取組3「『健やかな体』の育成」では「事業者・団体」のところで「関係団体（農協等）」と表記されているが、農協が突然挙がってくると違和感がある。「スポーツ団体、大学等」を盛り込んでほしい。もし関係団体に農協を入れるのであれば、10年後を見据え「地元食材の搬送を含め」のところを「生産・搬送」としていただきたい。
肥塚部会長	取組3の「事業者・団体」の欄の記載については検討したい。
山田委員	31ページについて、「こころ」と「心」の仮名表記と漢字表記の統一をすべき

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
肥塚部会長	ではないか。 統一すべきである。
長田委員	取組１「『確かな学力』の充実」の「現状と課題」欄に「中学校の学力課題の克服が必要」とあるが、目標や取組内容がない。小学校が全国トップレベルであることは市民に浸透してきているが、中学生の問題が事実であれば、具体的にどうするかを盛り込んでほしい。
明瀬委員	取組３「『健やかな体』の育成」に関して中学校給食がどうなるかという問題があるが、１０年先には全員給食になることを要望だけしておく。
肥塚部会長	取組１については「現状と課題」と「目標」の整合をとったほうがよい。
為乗委員	茨木市は小学校だけでなく中学校も頑張っているので、その点だけ伝えておく。
肥塚部会長	施策４「魅力ある教育環境づくりを推進する」についてはいかがか。
明瀬委員	今の学校は勉強を教えるだけになっているが、違う形の地域に開かれた拠点にならないかと思う。取組１は「学校施設の計画的な整備・充実」となっているが、「モノ」より役割が必要ではないか。
久保部長	取組２「学校・家庭・地域の連携の推進」の中で、地域との連携について記載しているが、開かれた学校として「放課後子ども教室」にも取り組んでおり、表現の追加を検討する。
肥塚部会長	最後に施策５「青少年が心豊かにたくましく成長できるよう推進する」についてはいかがか。
桂委員	施策名についてであるが、たくましく成長しないといけないのか。「たくましく」とはどういうことか。
明瀬委員	失敗を恐れない、くじけないという意味での「たくましさ」だと思う。子どもたちには「柳は細くても受け流す」といった、折れないたくましさを持ってもらいたい。また、大人は常に模範になる形で健全育成の場に立ち会いたい。
篠原委員	取組１と２ともに「市民」の欄に何も書いていないが、取り組むことがあって

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	もよいのではないか。
明瀬委員	青少年健全育成活動への参加について、書けるのではないか。
肥塚部会長	確かに何も書かれていないのは違和感があるので、「市民」の欄については委員の意見も参考にし、青少年自身の主体性も含めた書き振りを工夫したい。 他はいかがか。
各委員	【意見なし】
肥塚部会長	では、時間が超過してしまったが、以上で第１回目の審議を終了する。
肥塚部会長	４ その他 今後の日程について、事務局から説明をお願いします。
上田課長	それでは今後の審議の日程についてご説明する。 ご案内のとおり、専門部会の第２回目については、８月１３日の水曜日の午後６時３０分から、将来像３と「まちづくりを進めるための基盤」の審議を引き続きお願いしたいと考えている。 第３回目については、８月２６日の火曜日の午後６時３０分から、本日と第２回目の審議を踏まえた総括審議をお願いして、第１専門部会の審議結果をまとめていただきたい。 事務局からは以上である。
肥塚部会長	次回以降もよろしくお願ひしたい。予定された案件は以上であるが、意見等はないか。
各委員	【意見等なし】
肥塚部会長	５ 閉会 それでは、以上で第１回目の第１専門部会を終了させていただく。
	以 上